

## 社会福祉法人新座市社会福祉協議会財政調整基金設置規程

### (設置の目的)

第1条 災害復旧、財源不足を生じたときの財源を積み立てることにより、社会福祉法人新座市社会福祉協議会の健全な運営に資するため、財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる金額は、予算の定めるところによる。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計収支予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 会長は、財政運営上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法を定め基金に属する現金を収入支出現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 次の各号の一に該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 経済事情の変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (3) その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

### (委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成20年9月16日から施行する。